

供述調書

本籍

住居

職業

氏名

上記の者に対する 外国為替及び外国貿易法違反 被疑事件につき、令和2年3月25日、東京地方検察庁において、本職は、あらかじめ被疑者に対し、自己の意思に反して供述をする必要がない旨を告げて取り調べたところ、任意次のとおり供述した。

1

私は、大川原化工機株式会社の [REDACTED] を務めています。

私は、平成25年10月に、当社で取り扱っている噴霧乾燥器が外国為替及び外国貿易法による輸出規制に新たに対象となった頃、当社の安全保障輸出管理最高責任者という役職に就きました。

今回の当社の問題が発覚した平成30年までの間、私は、安全保障輸出管理最高責任者の肩書きを持っていました。

私がその立場になった経緯について説明します。

このとき本職は、供述人に対し、平成31年1月9日付け司法警察員 [REDACTED]

作成の複写報告書（本社第796号物件 業務月報等）添付の10月度業務運営会議議事録を示し、その写しを資料1として本調書末尾に添付することとした。

今見せてもらった議事録は、平成25年10月7日に行われた業務運営会議の議事録です。

[REDACTED]
検察庁

この議事録の 2 枚目の下の方に社長の発言で、安全保障輸出管理

最高責任者を私とする趣旨の発言があったと記載されています。

この会議の場で、私がこの立場を任せられることになったのです。

その経緯としては、当時、安全保障輸出管理最高責任者を [] 取

締役が務めていたのですが、私に交代させようという話が会議の場

で出たのでした。

なぜそのような交代が必要になったのか私にはわかりませんでし

たが、島田さんや相嶋専務が

そろそろ [] にやってもらうのはどうか

などと言って、私を推薦してきたのです。

私は、断る理由もなかったので、輸出に関する知識は周りの皆さん

から教えてもらうことを条件としてこの役職を引き受けました。

この会議の場で決まった輸出管理最高責任者の発令が正式に書面

でなされたのかどうかは記憶にありません。

このとき本職は、供述人に対し、平成 30 年 1 月 12 日付け司法警察員 []

[] 作成の証拠品複写報告書（粉体技術研究所 第 144 号物件 発令書）添

付の資料を示し、その写しを資料 2 として本調書末尾に添付することとした。

今見せてもらった発令書は、私の前任の [] が安全保障輸出

管理最高責任者の任命を受けたときの発令書です。

[] が最高責任者で、該非判定委員会委員として相嶋さんと

島田さんが任命されていたことがわかります。

このような発令書が私が任命された際に作られたかどうかは定か

ではなく、先ほどの業務運営会議の議事録に記載がされていたので、

改めて発令書を作成することがなかったのかもしれません。

このとき本職は、供述人に対し、平成31年1月9日付け司法警察員

作成の複写報告書（本社第778号物件 業務資料等）添付の「輸出管理フロー図」と題する資料を示し、その写しを資料3として本調書末尾に添付することとした。

今見せてもらった輸出管理フロー図を見ればわかるとおり、輸出管理最高責任者として私の名前が記載されています。

そして、私の代行として■管理部責の名前も記載されています。

この体制では、該非判定委員会の委員として島田さんとの名前が記載されています。

このようなフローに従って、当社の噴霧乾燥器の輸出を管理していました。

2 輸出規制の該非判定について説明します。

このとき本職は、供述人に対し、令和元年5月29日付け司法警察員

作成の証拠品複写報告書（本社第52号物件 輸出関係書類等）添付の「輸出貿易管理令 別表第1 項目別対比表（該非判定用）」と題する資料を示し、その写しを資料4として本調書末尾に添付することとした。

今見せてもらった資料が該非判定用の項目別対比表です。

この項目の「イ」、「ロ」、「ハ」の要件を全て該当する場合には、輸出をする際に許可が必要となるので、この対比表に従ってそれぞれの要件に該当するのか確認することになります。

「イ」の要件については、工事決定通知書記載されている仕様を確認することで、該当するかどうかを判断することができます。

また、「口」の要件については、ノズルの種類によって該当するかどうかが変わってくるので、詳細を知っている担当者に聞いてこの要件に該当するかどうかを判断していました。

そして、「ハ」の要件は

定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの

とされていますが、この要件については、最高責任者に任命されすぐ頃に、噴霧乾燥器について一番知識を持っている相嶋専務に質問をしたところ、当社の噴霧乾燥器はこの要件にはすべて該当しないと説明を受けました。

このとき、相嶋さんは

うちの噴霧乾燥器は、滅菌、殺菌できないから無理だから

非該当でいいんだ

などと言っていました。

なお、このときの相嶋さんの口調について、私が以前取り調べを受けたとき、「怒ったような感じで一方的に指示を受けた」などと説明したかもしれません、相嶋さんの口調は、いつも厳しい口調だったので、この説明を受けたときに本当に相嶋さんが怒っていたのかどうか私はわかりません。

いずれにせよ、私自身は、当社の噴霧乾燥器が「ハ」の要件に該当するかどうかわからなかったのですが、技術面で詳しい知識を持っている相嶋さんから当社の噴霧乾燥器がすべて「ハ」の部分に該

当しないと説明を受けていたので、「ハ」の要件については、常に
非該当を意味する「×」がついていることを確認して、決裁をして
いました。

「イ」と「ロ」の要件については、個別の仕様を確認して判断していましたが、「ハ」の要件については、相嶋さんから説明を受けたとおり、当社の噴霧乾燥器は、すべて非該当だと思っていました。なぜ「ハ」の要件が非該当なのかという理由については、詳細な説明を受けたことがないので、私にはわかりませんでした。

検述人の目の前で、上記のとおり口述して録取し、読み聞かせ、かつ、閲読させたところ、誤りのないことを申し立て、末尾に署名^指印した上、各ページ欄外に^指印した。

四

東京地方検察官

檢驗報告

檢察事務官

檢 察 庁



議事録

資料一

2013年 10月7日 9時 30分 ~11時00分	場所; 本社 302会議室 議長及主催者:
-------------------------------	--------------------------

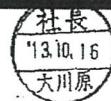
(テーマ) 10月度業務運営会議

(出席者) 社長、相嶋(専)、[](常) 大川原(常) 島田、[]
飯島、[]

No.	提議者	議事	備考
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]

議事録
10月度業務運営会議

社長	当社における安全保障輸出管理最高責任者は管理部の所管役員 (大川原常務) とする。 該非判定の判定基準資料を作成するかは大川原常務に一任する。							
配 布 先								
枚 数								
						発 行	エンジ部 13.10.07	記 入
								審査 13.10.07



2007年3月29日

大川原化工機株式会社

社長



発令

安全保障輸出管理規程に基づき、最高責任者及び該非判定委員会委員を
以下のとおり任命する。

最高責任者

取締役

該非判定委員会委員

相嶋常務取締役

島田取締役

以上

社長	相嶋常務	社長室、環品室	本社営業部
大阪営業部	海外営業部	試験室	技術開発部
アトマイザ	工務部	開発部	営業企画室
管理部	SOC		

輸出管理フロー図

営業

1. End User の情報を確認する。
最終納入先が日本国外の場合 → 用途の確認 ※1「用途チェックリスト」
需要者の確認 ※2「需要者チェックリスト」
※3 外国ユーザーリスト
(国内取引でも輸出されることが明らかな場合は同様の手続きを行う)
2. 引合内容が社内規定「安全保障輸出管理規定」第4章第11条 ①～⑥に該当する場合は「審査表」※4 を起票する。
3. 審査表を該非判定委員会に提出し、判定を依頼する。

該非判定委員会

(島田取締役、[] 管理部責)

1. 審査表をもとに下記項目の該非判定をする。
 - a) 輸出令別表第1の1項から15項
 - b) 外為令別表第1の1項から15項
 - c) リスト規制
 - d) キャッヂオール規制
 - e) 外国ユーザーリスト
2. 上記項目に該当する取引の場合は最高責任者に取引の審査を申請する。

該当しない場合

輸出管理最高責任者

([] 専務取締役) (代行: [] 管理部責)

1. 審査表と該非判定委員会の判定をもとに取引審査を行う。
2. 審査の結果、許可が必要な取引は許可の申請をするよう営業に指示する。

営業

1. 最高責任者の取引承認を得た後、外為法等に基づく経済産業大臣の許可が必要な場合は所定の申請を行う。許可を取得できない限り輸出はできない。

出荷担当者

1. 該非判定及び取引審査の手続きが行われたことを確認し、許可が必要な場合は、許可が取得されていることを確認する。確認が取れない場合直ちに出荷を取り止め、最高責任者に報告をする。
2. 通関時に事故が発生した場合は、直ちに輸出手続きを取り止め、最高責任者に報告をする。

※ 1.2. 「用途チェックリスト」「需要者チェックリスト」は※4「審査表」のp1、p2。

※ 3 「外国ユーザーリスト」 経済産業省発行

emyf748rl

輸出貿易管理令 別表第1 項目別対比表 (該非判定用)

噴霧乾燥器用

貨物名: 噴霧乾燥器用部品
 メーカー名: 大川原化工機株式会社
 型及び銘柄:

別1項番	3の2項(2) 次に掲げる貨物であつて、軍用の細菌製剤の開発、製造若しくは散布に用いられる装置又はその部分品であるものうち經濟産業省令で定める仕様のもの	〔 〕	判定欄	注釈	記入欄			
[省令] 第2条の2 輸出令別表第1の3の2項(2)の經濟産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。		該当 ○ 非該当 X 対象外 -		数値 ()				
五の二 噴霧乾燥器であつて、次のイからハまでの全てに該当するもの		〔 〕		〔 〕				
イ. 水分蒸発量が1時間あたり0.4キログラム以上400キログラム以下のもの		〔 〕		〔 〕				
ロ: 平均粒子径10マイクロメートル以下の製品を製造することが可能なもの又は噴霧乾燥機の最小の部分品の変更で平均粒子径10マイクロメートル以下の製品を製造することが可能なもの		〔 〕		〔 〕				
ハ: 定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの		〔 〕		〔 〕				
作成者 会社名: 大川原化工機株式会社 所属・役職: 海外営業部 氏名: 電話:		判定結果 該当番号 ① 輸出令別表第1の項番 [] ② 貨物等省令の条項号等の番号等 []		□該当 □非該当				

安全保障貿易輸出管理最高責任者
 会社名: 大川原化工機株式会社
 所属・役職: 常務取締役
 (クリヤー)
 氏名:
 電話: []